

## 橋本市新型コロナウイルス対策本部会議（第3回）

### 決定事項

政府において令和2年2月25日付けで「新型コロナウイルス感染症対策の基本方針」が決定されたことを踏まえ、本日、第3回目となる「橋本市新型コロナウイルス対策本部会議」において今後の対策等について次の通り決定する。

なお、この会議において決定した事項で、市民の皆様に対し、ご理解やご協力が必要な事項については、速やかにホームページ等で公表するものとする。

(決定事項)

1. 2月末日を目途に、3月末日までに開催される橋本市及び橋本市教育委員会主催のイベントや、不特定多数の方が参加される会議等は、延期できるものは延期し、延期できないものは原則として中止とする。なお、開催する必要がある場合は、新型コロナウイルス感染症対策専門家会議からの見解を踏まえ開催内容や環境に十分配慮し必要な対策を講じたうえで実施すること。

また、地域や企業に対して、イベント等を主催する際には、感染拡大防止の観点から、感染の広がり、会場の状況等を踏まえ、開催の必要性を改めて検討するよう要請に努めるものとする。

2. 公共施設（建物）については、一部を除き平常通り開館するが、2月末日を目途に3月末日までの間の新規利用受付は行わないものとする。ただし、状況の変化により急遽、閉館措置をとることも想定しておくこと。なお、利用者からの申し出により施設利用を中止した場合、その利用料について

は、返金することとし、また、未徴収の場合は、徴収しないこととする。

3. 学校等における感染対策の方針の提示及び学校等の臨時休業等の適切な実施に関し和歌山県から要請があった場合は、これを踏まえ慎重に対応するものとする。

4. 新型コロナウイルス関連肺炎予防啓発を引き続き積極的に行う。

5. 今後の感染拡大状況により、速やかに本部会議を招集し今後の対策、対応について協議し決定をしていく。

6. 市民対応チーム（総務部、健康福祉部、経済推進部、建設部、水道環境部で構成する51名の職員）は、引き続き電話対応や感染拡大防止啓発に協力する。